

利用定員の設定について

「認可定員」とは

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）や地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員のことをいいます。

教育・保育施設については兵庫県が、地域型保育事業については加古川市が、それぞれ認可を行っています。

「利用定員」とは

認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業のうち、市が定めた運営に関する基準に沿って教育及び保育を提供する施設・事業者であるかどうかを「確認」する際に、認可定員の範囲内で設定する定員のことをいいます。

市から「確認」を受けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所は、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付・地域型保育給付の対象となります。

市が「利用定員」を設定するにあたっては、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て会議で意見聴取を行うものとされています。

以下の事業所は、現在、加古川市と認可に向けた協議を行っているところであり、設置認可後、加古川市が確認を行う際に設定する利用定員の案について、当会議で意見聴取を行うものです。

（１）令和３年４月１日付け認可・認定（予定）に伴う利用定員の設定（案）

施設類型の変更、新設、認可外保育施設からの認可に伴い、新たに設定する利用定員（案）は次のとおりです。

（単位：人）

提供区域	施設・事業所名等				利用定員数 ※（）は利用定員増減予定数			
	公私	施設類型	名称	所在地	1号認定	2号認定	3号認定	合計
A	私	認定こども園	おりーぶ保育園	別府町新野辺 1238	9 (9)	81 (24)	44 (11)	134 (44)
A	私	小規模保育	えみか保育園	尾上町口里 445-5			12 (0)	12 (0)
A	私	小規模保育	虹のそら保育園	加古川町平野 24-1 A-1-101			19 (19)	19 (19)
A	私	事業所内保育	ひなたぼっこ	平岡町土山 423-3			19 (19)	19 (19)
全域	利用定員増減予定数合計				9	24	49	82